

8 有識者の評価

放送大学 教授 岩崎 久美子 氏

○ 基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成

中学校全校に英語教育指導員（外国人）が常駐配置されていることは、学校で日常的に英語に触れることができ、英語学習へのモチベーションを高める学習環境の整備と言える。このことで、読む、聞く、話す、書くといった英語4技能のうち、特に日本人が苦手とされる、聞く、話すといった技能の向上が予想される。加えて実用英語技能検定授業の受験料公費負担など、大学入学共通テスト導入を見据えた取組も、生徒のキャリア形成上、学習の励みとなることであろう。英語教育における長期的成果を期待したい。

一方、学力において手厚い施策は見られるが、学校が楽しい、居心地が良いといった子どもの肯定的感情が学習の意欲や動機づけに重要であることから、児童・生徒の情動面にも留意し、楽しい学校風土の醸成や、部活動や学校行事などの充実も望まれるところである。

○ 基本方針2 信頼される学校づくりの推進

コミュニティ・スクールは順次指定が進んできているが、コミュニティ・スクールの基盤となる地域の充実や人材は、公民館活動などの福生市の社会教育の長い蓄積から育まれてきたものである。コンパクトシティの強みを生かし、公民館の講座などで養成された地域リーダーを、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部事業、ふっさっ子の広場、あるいは地域や町会などにつなげる循環型の地域づくりの制度設計により、全国に先がけた社会教育モデルを提案して欲しい。

○ 基本方針3 生涯学習社会の推進

地域の課題解決のための学習機会を提供する公民館の存在意義ははまだ色あせておらず、働く世代の人々や地域の学校に子どもを通わせる保護者などにも地域活動に参加する入口、あるいは地域のNPOや企業などの地域資源と交流できる場、そして多くの担い手が参画する「地域課題解決のためのハブ」として、具体的に機能する工夫が必要であろう。主体的に学校づくりやまちづくりに関わる人材育成の講座の充実により、公民館が福生市の人材のインキュベーター（孵化させる）機関となることを期待したい。

生涯学習社会の推進のためには、個々の職員の専門性を伸長する学習する組織としての教育委員会内部の風土づくりも重要である。また、社会教育施設など

では、建物の管理運営で忙殺されるのではなく、専門職として、市民サービスのための創造的な企画や取組に専心できるような研修研鑽の機会や職場環境の整備が求められる。

○ 基本方針4 地域の教育力の向上

成人になってからの学習は自発性に依拠するため、学校教育を通じて生涯にわたって学習する力を身に付けることは肝要である。その基礎として、読書習慣や学習習慣のための取組において、公共図書館と学校図書館の連携・協働による本を学習資源とした学習や、家庭とともに読書習慣をつけ読書を楽しむ家読（うちどく）は、積極的に推進されるべきところであろう。

福生市の図書館は、公共図書館と学校図書館の蔵書データがシステムとして一元化され、また物流の確保など、これまで先駆的な取組が行われ、その先見性は高く評価される。今後は、児童・生徒の読書活動のファシリテーターとして、学校教育における学校図書館司書の位置づけの明確化や資質・向上に向けた研修内容の充実が望まれる。

○ 総評

継続的に基礎学力の定着・向上のためにきめ細かな施策を行ない、公教育の置かれた条件下で学力向上に向けてさまざまな取組がなされていることを評価し、関係者の尽力に敬意を表する。

今後は、成果を測定する指標として、国の基幹統計として提出が義務付けられている学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査、社会教育調査、あるいは「全国学力・学習状況調査」などの既存データを保管するだけでなく、現状把握や詳細な分析によって施策に役立てることも考慮に値する。教育実践をデータとともに省察しながら、よりよい施策へと、なお一層新しい工夫や改善に向けた取組を試みて欲しい。

○ 基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成

次期学習指導要領の全面実施に向け、英語教育や「特別の教科 道徳」の先行実施等、意欲的に取り組まれていることは評価したい。また、学校ICT推進計画では、小学校3年生へのタブレット端末貸与の効果を検証して他学年や中学校への拡充も検討してほしい。学力ステップアップ事業では、学校からのヒアリングに基づいて予算措置をするなど、学校の主体的な取組を促進している点を評価したい。その上で、思考力・判断力・表現力の向上に向けた具体的な取組を、カリキュラム・マネジメントと授業改善の観点から推進していく必要がある。いじめ防止の取組では、早期発見・早期対応によりすべてのいじめを早期に解消することができるように学校を支援していただきたい。

○ 基本方針2 信頼される学校作りの推進

コミュニティ・スクールについては、「福生市立学校のコミュニティ・スクール構想」に基づき計画通りに拡充されていることを、全校展開が多摩地域では初めてである点からも高く評価したい。学校支援コーディネーターの人材育成・確保と、校長のリーダーシップの向上を図りながら一層の充実を期待したい。中学校部活動の活性化については、専門的な技術指導が出来る外部指導員の配置が実現したが、教職員の働き方改革と連動する重要課題であり、国や都の動向を踏まえ、市独自の実効性のある施策を検討する必要がある。保護者負担の軽減事業は、子育て世代が福生市に住みたくなる重要な施策であり、引き続き他市町村の動向を注視しつつ継続していただきたい。

○ 基本方針3 生涯学習社会の推進

本市では、40年という歴史ある公民館事業が大変充実しており、講座の参加者が別の講座の講師となるなど、学びの成果も還元されてきている点は高く評価したい。生涯学習の推進の観点から、公民館が地域課題の解決のためのハブとして機能が発揮されるようその充実が期待される。障害者に対する学習機会の充実、古民家保存、中央体育館運営事業なども市民への周知が図られるなど計画通り実施されてきているが、成果を測る指標として利用者数だけでなく、利用してどうだったかという質的な成果も目標値とすることを検討していただきたい。

○ 基本方針4 地域の教育力の向上

ジュニアスポーツ体験育成事業では、多くの児童が参加して成果をあげているが、体力向上の観点からも、今後は運動が嫌いな子どもの参加も促進していた

だきたい。図書館の家読（うちどく）のすすめ事業や中高生新聞印刷は地味な事業であるが、家庭や高校生を巻き込んだ大切な取組であり、今後PTA、保護者会、学校教育との連携を図るなどして一層の充実が期待される。学校支援地域組織事業はコミュニティ・スクールの拡充とも関連する極めて重要な事業であるが、学校支援コーディネーターの活動が生命線であり、ボランティアを恒常的に確保できるよう全庁を挙げて取り組んでほしい。

○ 総評

本市では、全小中学校を挙げて取り組んでいる「英語教育の推進」や、都の指定を受けて展開する「学力向上策」「不登校対策」等、都内でも極めて優れた取組が進められている。また、「市民による市民のための社会教育」という理念に基づき、長年にわたり公民館運動や図書館に関わられる市民の熱意と行動力に敬意を表したい。これらの「教育立市・福生」の名にふさわしい先進的な取組や、防災食育センター、ふっさっ子の広場事業、通学路見守り体制整備をはじめとする手厚い支援施策は一層の充実を期待するものである。

その上で、福生市教育行政の一層の発展に向けて、以下の3点について提言したい。

1 条件整備から教育内容の質的充実を

コミュニティ・スクールは、地域に信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民などが一定の責任を持って学校運営に参画する仕組みであり、本市ではその条件整備は成されてきた。折しも、次期学習指導要領では、学校と社会が教育理念を共有し、子どもたちに身に付けさせる資質・能力を明確にして、連携・協働していく「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。今後は、各コミュニティ・スクールにおいて、学校と社会の具体的な連携・協働により、子どもたちの成長が図られることを、市民にも示しながら、取組の充実につなげていってほしい。

2 生涯学習の推進、地域の教育力向上と学校教育との一層の連携

本市では、公民館や図書館、スポーツ推進課、生涯学習課の各課事業が多彩に展開され、生涯学習の推進と、地域の教育力向上が図られてきている。2020東京オリンピック・パラリンピックを2年後に控え、これらの事業を単独の事業として実施するのではなく、学校における体力向上や読書指導、日本の伝統文化理解教育などとの関連も図りながら、事務局の各課が一体となって学校を支援する取組を期待したい。

3 学校における働き方改革に向けた取組について

国や東京都においては、教員の働き方改革の実現に向けて、チーム学校を実

現するベースとなる支援の方向性が示された。本市においても、部活動指導員の配置など一定の取組は進んでいるが、平成30年度福生市立学校の学校経営方針では、一部の学校において、校務の精選などの取組が見られるものの未着手という印象が強い。今後、本市においては教員の働き方改革を事務局の重点的な取組とし、学校の教員が子どもたちへの指導に専念できるよう、教育活動の一層の充実に向けて、ICTを含む環境整備を図っていくべきである。

9 参 考 资 料

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、福生市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 点検 次条に規定する対象事業について、個々の施策及び事業の取組状況、成果等を取りまとめることをいう。
- (2) 評価 点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性等を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、前年度に委員会が決定した事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、毎年度1回実施するものとする。

- 2 点検及び評価は、前条の事務事業について、その取組における進ちよく状況を総括するとともに、課題、今後の取組の方向性等を示すものとする。

(学識経験者の知見の活用等)

第5条 委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者(以下「有識者」という。)からの意見を聴取し、知見の活用を図るものとする。

- 2 有識者は、委員会が委嘱する。
- 3 有識者に対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める。

(市議会への報告及び公表)

第6条 委員会は、点検及び評価について報告書を作成し、その内容を市議会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告書の内容について、市広報、市ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成20年度分の委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価から適用する。

平成 29 年度 福生市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成 30 年 8 月

(発行) 福生市教育委員会教育総務課教育総務係

住所 東京都福生市本町 5 番地

電話 0 4 2 - 5 5 1 - 1 9 3 0

ホームページ <http://www.city.fussa.lg.jp>

